

めん類等用つゆ品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1670号
改 正 平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号
改 正 平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号
最終改正 平成23年 7月 1日消費者庁告示第 7号

(趣旨)

第1条 めん類等用つゆ(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、「めん類等用つゆ」とは、しょうゆに砂糖類及び風味原料(かつおぶし、こんぶ、乾しいたけ等をいう。)から抽出しただしを加えたもの又はこれにみりん、食塩その他の調味料を加えたものであって、直接又は希釈して、主としてそば、うどん等のめん類のつけ汁、かけ汁若しくは煮込汁又は天ぷらのつけ汁として用いる液体をいう。

(義務表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)が、めん類等用つゆの容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、使用方法とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及び使用方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、そば、うどん等のめん類のみに用いるものにあつては「めんつゆ」と、その他のものにあつては「つゆ」と記載すること。ただし、希釈して用いるものにあつては、それぞれ「めんつゆ(希釈用)」又は「つゆ(希釈用)」と記載すること。

(2) 原材料名

しょうゆは、「しょうゆ」の文字の次に括弧を付して「本醸造」、「混合醸造」、「混合」と製造方式を記載すること。

(3) 使用方法

希釈せず、そのまま用いるものにあつては用途及びそのまま用いる旨を、希釈して用いるものにあつては用途、希釈方法及び希釈倍率を記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、使用方法を一括して表示することが困難な場合には、使用方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

附 則(平成12年12月19日農林水産省告示第1670号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年 7月 1日消費者庁告示第 7号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 平成25年6月30日以前に製造され、加工され、又は輸入されるめん類等用つゆの品質に関する表示については、この告示による改正前のめん類等用つゆ品質表示基準の規定の例によることができる。